

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 京都運輸支局 輸送・監査部門

(担当) 中野・石松

(電話) 075-681-9765 (ガイダンス番号: 4)

令和7年10月31日

トラック・物流Gメンと京都労働局が合同パトロールを 実施します！

～トラック運転者の労働環境改善のための取組み～

トラック運送事業の輸送力不足が懸念される「物流の2024問題」への対応として、「トラック・物流Gメン」は、悪質な荷主・元請事業者等への監視を強化し持続可能な物流の確保に向けて取組を実施しております。

本年10月・11月を「集中監視月間」と位置づけて、全国において適正な取引を阻害するおそれのある行為をしている荷主や元請事業者に対する監視を強化します。

この活動の一環で、別紙のとおり京都労働局と合同で荷主企業等を訪問し、協力要請を行います。

(配布先)

青灯クラブ、陸運記者会

京都府政記者クラブ、京都経済記者クラブ

(同時発表)

京都労働局



令和7年10月31日

京都運輸支局・京都労働局が合同で荷主企業へ要請・周知を行います ～トラック運転者の労働環境改善のための取組～

トラック運送事業の輸送力不足が懸念される「物流の2024年問題」への対応として、「トラック・物流Gメン」は、悪質な荷主・元請事業者等への監視を強化し持続可能な物流確保に向けて取り組みを実施しております。自動車運転者については、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されたところですが、トラック運転者の労働環境は、荷主との取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものであることから、京都労働局に設置した荷主特別対策チームの荷主特別対策担当官が発着荷主等に対して長時間の恒常的な荷待ちの改善等について要請を行うこととしているところです。

本年10月・11月を「集中監視月間」と位置づけて、全国において適正な取引を阻害する恐れのある行為をしている荷主や元請事業者に対する監視を強化することを目的とし、京都運輸支局のトラック・物流Gメンと京都労働局の荷主特別対策担当官が合同で、下記により荷主企業に対する要請・周知を行います。

記

1. 実施日時、場所

日時：令和7年11月7日（金）11：00～12：00（予定）

場所：京都府長岡京市（予定）

※雨天決行ですが、荒天の場合は予告なく中止する場合があります。

2. 周知内容

- ①長時間の恒常的な荷待ちの防止
- ②改善基準告示を配慮した発注（発注担当者向け）
- ③標準的運賃の理解・協力

3. 取材に当たっての注意事項等

- ・取材を希望される報道関係者の方は、11月4日（火）15：00までに以下のメールまでご連絡をお願いいたします。

件名：京都労働局との合同パトロールの実施について

本文：貴社名、お名前、ご連絡先

送付先：kkt-truck-g-okh1031★ki.mlit.go.jp

※送信の際には上記の「★」記号を「@」に置き換えてください。

※取得した個人情報は適切に管理し、必要な用途以外には使用いたしません。

- ・取材対応可能人数に限りがありますので、定員を超える場合は先着順とさせていただきます。
- ・取材時は自社腕章等の着用をお願いします。
- ・荷主企業や物流拠点等への取材、撮影等については、報道各社個別に許可を得た上で行ってください。また、撮影される場合は荷主企業や物流拠点等が特定されないようプライバシーの保護にご配慮頂きますようお願いいたします。
- ・当日の取材については、運輸局職員、施設管理者の指示に必ず従ってください。
- ・当日の集合場所や時間については、お申込み頂いた方にメールにてご案内させていただきます。